



質問 1

個人病院を法人組織（医療法人）に改めて経営していますが、使用人には引き続き医療法人病院で働いてもらっていますので、法人成りした段階では、個人としては退職金を支払っておりませんでした。ところが、使用人の1人がこのほど退職することになり、個人期間も通じて計算した勤続年数によって退職金を支払おうと考えておりますが、個人期間に対応する部分の金額は、廃業後生じた費用として、廃業時の個人事業の必要経費とすることができのでしょうか。

回答

個人事業を引き継いで設立された法人の損金に算入されない退職給与は、廃業後生じた費用に含まれます。

個人事業を廃止して法人企業として事業を引き継ぐ場合には、個人当時の使用人は廃止日をもって個人事業を退職し、新設法人に改めて就職することになるので、その際個人が退職金を支払うのが建前となります。しかし、種々の事情から個人では退職金を支払わずに、法人が、個人事業当時の勤続年数も法人成り後の勤続年数に含めて、退職金の額を計算して支払うような例も少なくないようです。このような場合の法人税の取扱いは、「その退職が設立後相当期間経過後に行われたものであるときは、その支給した退職金給与の額を損金の額に算入する」とされています。

これを受けて、所得税では、法人が支給した退職金のうち、個人事業当時の事業主が負担すべきものとしてその法人の所得の計算に算入されなかった金額があるとき、その金額は、その事業主が支出した退職給与とすることと、取り扱われています。

したがって、ご質問の例では、その退職が法人成りの直後の場合で、医療法人の方で損金算入が否認されるようなときには、廃業後生じた費用として取り扱う事ができます。

この場合の「相当期間経過後」という意味は、使用人に対する退職給与について、個人または法人のいずれかの段階において必要経費なり損金なりに算入される機会が与えられるべきであると考えられるので、個人所得税の最終年分の減額更正との関連から相当期間とは5年としても差し支えないでしょう。

お知らせ

特定健康診査に関するお知らせ

◇地域保健部◇

平成28年4月1日に締結しました集合契約の委託元保険者に関しまして、保険者情報の一部に変更がありましたのでお知らせいたします。

平成28年度委託元保険者一覧 変更リスト

■保険者番号の変更について

保険者番号	委託元保険者名	変更事項	変更前	変更後
32090418	茨城県市町村職員共済組合	保険者番号	32090418	32080418
32360415	山口県市町村職員共済組合	保険者番号	32360415	32350415